

# 令和7年試験

## 論文式試験問題

### 租税法

#### 注意事項

##### 1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

##### 2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合、直ちに退室を命ずることがあります。

##### 3 試験問題

- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全20頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。

##### 4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全6頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。

##### 5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

##### 6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
  - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
  - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。
- 試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

##### 7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後、持ち帰ることができます。
- なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100 点)

{ 第2問とあわせ  
時 間 2時間 }

### 第 1 問 (40 点)

**問題 1** 次の事案について、以下の **問 1** ~ **問 4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A 社は、衣料品の製造業及び販売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。B 社は、卸売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。資本金の額は、A 社が 20 億円、B 社が 1 億円である。なお、A 社は東京証券取引所に上場している。A 社及びB 社は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を事業年度としている。以下では、令和 6 年 4 月 1 日に開始する事業年度を、令和 6 事業年度というように表記する。A 社及びB 社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A 社及びB 社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A 社の令和 6 課税期間に係る基準期間の課税売上高は 3 億円を超えており、B 社の令和 6 課税期間に係る基準期間の課税売上高は 1 億円を超えている。

令和 5 年 6 月 10 日、A 社は、取締役会及び株主総会の決議を経て、A 社の役員 P(居住者である個人)に対し、同日、賞与として、下記の内容の新株予約権を付与した。A 社株式は、市場価格のある株式であり、令和 5 年 6 月 10 日時点での 1 株当たりの時価は、1 万円であった。A 社は、当該新株予約権の付与について、所定の期間内に所轄税務署長に届出をしている。なお、A 社は業績連動給与を導入していない。

- (1) A 社は、権利行使価格を 1 株当たり 1 万円とする新株予約権 1,000 個を P に対して無償で付与する。
- (2) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、1 株とする。
- (3) P は、付与日から 1 年を経過しないと当該新株予約権を行使することができず、権利行使までの間、A 社の役員を継続しなければならない。
- (4) P に付与された新株予約権は、譲渡することができない。

P は令和 6 事業年度も A 社の役員を継続していたところ、令和 6 年 7 月 4 日、P は A 社に対して上記新株予約権 1,000 個を行使して、1,000 万円を払い込んで、A 社株式 1,000 株を取得した。同日の A 社株式の 1 株当たりの時価は、2 万円であった。なお、P は、A 社から令和 6 年中に月額 100 万円の役員給与を受け取っており、令和 6 年中には他に収入はない。また、令和 6 年中に、P は所得税法第 57 条の 2 第 2 項所定の支出は行っていない(事実①)。

A 社は、令和 6 年 3 月 25 日、国内において製品甲を B 社に販売するとともに、同日、製品甲を外国法人である C 社に輸出した。A 社は、令和 6 年 4 月 10 日、製品甲の一部に欠陥が見つかったことから、販売価格(税込)の 10 % の金額を B 社及び C 社にそれぞれ返還した。A 社は、B 社及び C 社に対する上記返還金額の明細を記録した帳簿を保存している。また、A 社が行った輸出取引は、財務省令で定めるところにより証明されたものである(事実②)。

A 社は、D 社に対して 500 万円の未回収の代金債権を有していたが、令和 6 年 11 月 20 日に D 社の再生計画認可の決定により、その金額のうち 450 万円が切り捨てられた(事実③)。

なお、A 社、B 社、C 社及び D 社の間にそれぞれ資本関係はない。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

**問 1** 事実①に関して、所得税法上、Pの令和6年分の総所得金額に算入すべき金額はいくらか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

**問 2** 事実①のPによる新株予約権の行使に関して、A社において、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

**問 3** 事実②に関して、A社がB社及びC社に返還した金額に係る消費税額は、A社において、消費税法上、それぞれどのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。なお、課税売上割合については考慮する必要はない。

**問 4** 事実③のA社がD社に対して有していた代金債権に関して、A社及びD社において、法人税法上、それぞれどのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い合わせ** に答えなさい。

A社は、金融サービス業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。B社は、リース業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。資本金の額は、A社が1,000億円、B社が150億円である。A社及びB社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、令和6年4月1日に開始する事業年度を、令和6事業年度というように表記する。A社及びB社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A社及びB社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A社の令和5課税期間に係る基準期間の課税売上高は150億円を超えており、B社の令和5課税期間に係る基準期間の課税売上高は100億円を超えている。また、各社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、全て税抜きの金額である。

B社は、C社との間で、B社の保有する航空機甲について次のような賃貸借契約を締結した。なお、C社は、物流業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、A社及びB社との資本関係はない。

- (1) 賃貸借期間は、令和5年4月1日から10年間とし、この期間中は、賃貸借契約を解除することができない。
- (2) B社は、甲を令和5年4月1日にC社に引渡す。C社はB社に対して、毎月15日に同月分のリース料として3,000万円(1年間で3億6,000万円)を支払う。

B社は、甲を令和5年4月1日にC社に引渡し、C社から、同日、リース料として、3,000万円を受領した。B社は、翌月以降、C社から、毎月15日までにリース料を受領した。令和6年3月20日、B社はC社から翌月分のリース料として3,000万円を受領し、令和5事業年度中にC社から受領したリース料は合計3億9,000万円となった。B社は、C社から受領した対価のうち3億6,000万円について、法人税法施行令で定める延払基準の方法により経理し、法人税及び消費税の確定申告書にもその旨を付記している。なお、この取引は、法人税法上の「賃借人が資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの」に該当し、消費税法上の「国内における資産の譲渡等」に該当する。

A社は、B社の発行済株式総数の5%を10年前から保有している。A社は、令和6年9月1日を効力発生日とする剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものではない。)として、B社から1,000万円を受け取った。

A社は、同社の株主であるP(非居住者である個人)に対し、令和6年12月15日を効力発生日とする剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものではない。)として100万円を支払った。

B社は、法人税の負担の減少を目的として、請求書、納品書及び領収書を偽造して、架空の費用を帳簿に記載した。また、令和6事業年度には、これらの書類の偽造に協力した個人Qに対して、その手数料として200万円を支払い、帳簿に記載した。

## 令和7年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

**問い合わせ** 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法、復興財源確保法及び租税条約は考慮しないものとする。

- ① B社の令和5事業年度の法人税額の計算上、C社から受領した3億9,000万円のリース料のうち、延滞基準の方法によって経理した3億6,000万円は、益金の額に算入される。
- ② B社がC社から令和6年3月20日に受領した3,000万円は、B社の消費税額の計算上、令和5課税期間の課税標準の額に含まれる。
- ③ A社の令和6事業年度の法人税額の計算上、B社から受領した1,000万円の剩余金の配当は、益金の額に算入されない。
- ④ A社は、Pへの剩余金の配当の支払について、20万円の源泉所得税を徴収し、納付する義務を負う。
- ⑤ B社の令和6事業年度の法人税額の計算上、B社の架空の費用及びQに対する手数料200万円は、損金の額に算入されない。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

(租 税 法) (満点 100点) (第1問とあわせ)  
時 間 2時間  
第 2 問 (60点)

### 第2問の解答に当たっての全般的注意事項

- 問題文に記載のない事項は考慮しなくてよい。
- 計算上生じた1円未満の端数は切り捨てなさい。
- 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

### 問題 1

普通法人である甲株式会社(以下「当社」という。)の当期(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)における法人税に関する以下の[資料] 1. ~ 10.に基づき、次の[問] 1. ~ 3.に答えなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

#### [問]

- 当社の所得金額の計算に際し、申告調整すべき金額を答案用紙の指示に従い答えなさい。加算すべき金額と減算すべき金額の解答に当たり、行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。
- 当社の法人税額の計算に関して、[資料] 2. ①及び②の金額を答えなさい。
- 当社の利益積立金額の計算に関して、[資料] 3. ①及び②の金額を答えなさい。  
なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。

## 令和 7 年論文式租税法

# 令和7年論文式租税法

[資料]

## 1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械器具製造業を営む非上場会社である。
- (2) 当社は、設立以来、同族会社に該当しない。
- (3) 当社の当期末における資本金の額は、500,000,000円である。
- (4) 当社は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜きの金額である。
- (5) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税である。また、事業税等には特別法人事業税が含まれている。
- (6) 問題文中の源泉所得税等は、所得税及び復興特別所得税である。
- (7) 前期以前の税務申告について、申告調整は適法に行われている。
- (8) [資料] 2. 及び 3.において「\*\*\*」と表記してある部分は、金額の記載を省略している。

## 2. 当期の法人税額の計算(別表一)の抜粋

(単位:円)

所得金額	337,041,460		
所得金額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額(1,000円未満切捨て)	***	左の15%相当額	***
その他の所得金額(1,000円未満切捨て)	***	左の23.2%相当額	***
法人税額			①
控除した源泉所得税等の額			***
差引所得に対する法人税額(100円未満切捨て)			***
中間申告分の法人税額			42,553,300
差引確定法人税額			②

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 3. 当期の利益積立金額の計算に関する明細書

利益積立金額の計算に関する明細書(別表五(一))の抜粋(△はマイナスを意味する。)

(単位:円)

区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
退職給付引当金	586,600,000	(省略)		220,200,000
退職給付に係る信託財産	—			①
資産除去債務	35,600,000			②
有形固定資産(資産除去債務)	△4,350,000			△4,066,000
差引合計額	***			***

### 4. 租税公課に関する事項

(1) 当期の未払法人税等及び仮払税金の増減並びに残高は次のとおりである。

勘定科目	当期首残高	当期増加	当期減少	当期末残高
未払法人税等				
法人税及び地方法人税	57,234,100円	86,247,260円	104,888,360円	38,593,000円
住民税	5,680,000円	8,512,100円	10,352,100円	3,840,000円
事業税等	13,201,900円	19,484,400円	24,711,500円	7,974,800円
合計額	76,116,000円	114,243,760円	139,951,960円	50,407,800円
仮払税金	0円	63,835,960円	63,835,960円	0円

(2) 当期に前期分の確定申告税額 76,116,000円を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 76,116,000円 (貸方) 現金預金 76,116,000円

(3) 当期に中間申告税額 63,162,100円を納付した。その内訳は次のとおりであり、以下の会計処理を行った。

法人税及び地方法人税 46,980,400円

住民税 4,672,100円

事業税等 11,509,600円

合計 63,162,100円

(借方) 仮払税金 63,162,100円 (貸方) 現金預金 63,162,100円

(4) 当期の受取配当等及び預金利子に係る源泉所得税等の会計処理については、[資料] 5. (4)のとおりである。

## 令和 7 年論文式租税法

令和7年論文式租税法

(5) 当期末に当期分の確定申告による納税に備えるため、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税、住民税及び事業税 107,620,760 円 (貸方) 未払法人税等 114,243,760 円

租税公課 6,623,000 円

未払法人税等 63,162,100円 仮払税金 63,162,100円

673,860 円 仮払税金 673,860 円

(6) 当期において、(5)以外に租税公課(販売費及び一般管理費)として費用処理したものには、次のものが含まれている。

- ① 法人税等の中間納付額を納期限後に支払ったことに対する延滞税及び延滞金 12,000 円
  - ② 印紙税の過怠税の納付額 210,000 円
  - ③ 従業員が業務上、自動車の運転中に交通違反をして支払った反則金 30,000 円

## 5. 受取配当等及び預金利子に関する事項

当期に受領した受取配当等及び預金利子は次のとおりである。

銘柄	区分	上場・非上場の別	当期に受領した受取配当等又は預金利子の額	源泉所得税等	当社の持株割合
A 社株式	剩余金の配当	非上場	3,000,000 円	－ 円	100 %
B 社株式	剩余金の配当	上場	800,000 円	122,520 円	0.1 %
C 社株式	剩余金の配当	非上場	1,800,000 円	367,560 円	35 % (注)
D 証券投資信託	収益の分配金	－	1,000,000 円	153,150 円	0.02 %
E 銀行預金	預金利子	－	200,000 円	30,630 円	－
合計			6,800,000 円	673,860 円	

(注)当社 30 %, A 社 5 % の合計割合である。

- (1) A 社株式、B 社株式及びC 社株式については、受取配当等の計算期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までであり、令和5年4月1日以前から当該持株割合分を継続して保有している。
  - (2) D 証券投資信託は主として内国法人の株式に対する投資として運用するもの(特定株式投資信託以外の投資信託。)である。
  - (3) 当期の負債に係る支払利子等の額は 500,000 円であった。
  - (4) 当期の受取配当等及び預金利子に関して行った会計処理は次のとおりである。

(借方) 現金預金 6,126,140 円 (貸方) 受取配当金 6,600,000 円

仮払税金 673,860 円 受取利息 200,000 円

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 6. 固定資産に関する事項

- (1) 令和6年5月1日に工場建屋の存する土地とその工場建屋を取得し、以下の会計処理を行った。取得に関して支出した金額は次のとおりである。

土地の取得価額	56,000,000円
建物の取得価額	5,500,000円
合計	61,500,000円

固定資産税相当額の精算金	300,000円
所有権移転登記に係る登録免許税	600,000円
所有権移転登記に係る司法書士報酬	200,000円
土地建物売買契約書に貼付した収入印紙代	30,000円
不動産取得税	900,000円
合計	2,030,000円

(借方) 土地	56,000,000円	(貸方) 現金預金	61,500,000円
建物	5,500,000円		
(借方) 雜費	2,030,000円	(貸方) 現金預金	2,030,000円

- (2) 当初から工場建屋は取り壊して土地を使用する目的で取得したものであり、令和6年6月30日に工場建屋の取壊しが完了し、次の会計処理を行った。取壊しに関して3,000,000円を支払っている。

(借方) 固定資産除却損	8,500,000円	(貸方) 建物	5,500,000円
		現金預金	3,000,000円

### 7. 退職給付引当金に関する事項

当期の退職給付引当金に関する会計処理は以下のとおりである。

なお、当期末に退職給付信託へ当社所有の帳簿価額300,000,000円の有価証券を拠出した。拠出時のこの有価証券の時価は380,000,000円であった。

- (1) 退職給付費用の計上

(借方) 退職給付費用	28,600,000円	(貸方) 退職給付引当金	28,600,000円
-------------	-------------	--------------	-------------

- (2) 退職一時金の支払

(借方) 退職給付引当金	15,000,000円	(貸方) 現金預金	15,000,000円
--------------	-------------	-----------	-------------

- (3) 退職給付信託への有価証券の拠出

(借方) 退職給付引当金	380,000,000円	(貸方) 有価証券	300,000,000円
		退職給付信託設定益	80,000,000円

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 8. 資産除去債務に関する事項

当社は、営業所として賃借している建物について、原状回復が義務づけられている場合で賃貸契約終了時に一定の費用が生じることが見込まれる場合に備えて、前期以前に資産除去債務を計上し、同額を有形固定資産に計上するとともに、その後利息費用の計上及び減価償却費の計上を行っている。

- (1) 令和6年4月30日に大阪営業所の賃貸契約を終了させ、原状回復に関する費用3,500,000円を支払った。大阪営業所に係る資産除去債務の期首残高は3,200,000円であり、次のとおり会計処理を行った。

(借方) 資産除去債務	3,200,000円	(貸方) 現金預金	3,500,000円
費用(履行差額)	300,000円		

- (2) 決算において、他の資産除去債務について、利息費用を計上するとともに、減価償却費相当額について次のとおり会計処理を行った。

(借方) 費用(利息費用)	356,000円	(貸方) 資産除去債務	356,000円
(借方) 費用(減価償却費)	284,000円	(貸方) 有形固定資産	284,000円

### 9. 交際費等に関する事項

- (1) 当期に交際費として費用処理されている項目は以下のとおりである。なお、飲食等のために要する費用については、所定の事項を記載した書類を保存している。

① 得意先等の接待のための飲食費用 4,500,000円

(この金額のうち、2,300,000円は一人当たりの金額が10,000円以下のものである。)

② 得意先等に対する中元・歳暮の贈答費用 3,800,000円

(この金額のうち、1,200,000円は単価が3,000円以下の贈答品に係るものである。)

③ 新社屋の落成式に関する費用

・式典の祭事に通常要する費用 300,000円

・役員、従業員のみの社内行事で、新社屋内で供与された通常の飲食費用 620,000円

・一部の取引先等を招待し(当社及び招待客合計50名)、社屋内で供与された飲食費用  
750,000円

・取引先等に配った記念品代 240,000円

④ ゴルフに関する費用

・ゴルフクラブで得意先等を接待するためのプレー代 1,600,000円

・当社が所有しているゴルフ会員権に関する年会費 40,000円

- (2) 当期に福利厚生費として費用処理されている項目に次のものが含まれている。

① 従業員の親族の慶弔等に際して社内規程に基づいて支出した金品の額 250,000円

② 業績優秀者(10名)の表彰式の後に行われた当社取締役2名との懇親会の費用 120,000円

③ 専ら従業員の慰安を目的として行った忘年会の費用 850,000円

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 10. 貸倒れに関する事項

貸倒引当金の期首残高は 25,000,000 円であり、当期における貸倒れに関する事項は、次の(1)及び(2)のみである。

- (1) 令和 6 年 9 月 30 日に、当社が貸付債権を有する F 社について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があり、当社が有する貸付債権のうち 8,000,000 円が切り捨てられたので次の会計処理を行った。

(借方) 貸倒引当金 8,000,000 円 (貸方) 貸付金 8,000,000 円

- (2) 取引先の G 社が令和 7 年 1 月 31 日に破産法の規定による破産手続開始の申立てを行ったため、G 社に対する当期末の売掛金残高 12,000,000 円の 50 % について次の会計処理を行った。

(借方) 貸倒引当金繰入額 6,000,000 円 (貸方) 貸倒引当金 6,000,000 円

### 問題 2

株式会社乙(以下「当社」という。)は設立より資本金の額が 120,000,000 円である製造業を営む非上場会社である。当社は、株式会社丙(以下「丙」という。)の 100 % 子会社であり、同じく丙の 100 % 子会社である株式会社丁(以下「丁」という。)と当期(自令和 6 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31 日)において、以下の取引を行った。なお、当社、丙及び丁はいずれも内国法人である。

以下の[資料] 1. 及び 2. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。また、下記資料に掲載された以外の事項については一切考慮する必要はない。

#### [問]

当社の当期の所得の金額の計算上、申告調整すべき金額を答案用紙の指示に従い答えなさい。なお、加算すべき金額と減算すべき金額の解答に当たり、行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに 0 (ゼロ) を記入しなさい。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### [資料]

- 当社は令和6年8月30日において、丁に対し機械装置Hを時価相当額の35,000,000円で譲渡した。当該機械装置Hの譲渡直前の帳簿価額は26,480,000円であり、譲渡対価との差額を譲渡益として、以下の会計処理を行った。

丁は機械装置Hの取得価額として35,000,000円を付すとともに、令和6年10月1日より事業供用している。なお、丁における機械装置Hの耐用年数は7年であり、当期(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)において減価償却費としてその償却限度額相当額である5,005,000円を損金経理している。

なお、当社は丁に対し簡便法の適用を受けるための必要な通知は行っていない。

(借方) 普通預金	35,000,000円	(貸方) 機械装置	26,480,000円
		固定資産売却益	8,520,000円

- 当社は数年前に6,000,000円の金銭を丁に貸し付けていたが、丁の資金繰りの都合により、返済期限である当期の10月末までに返済を受けることができなかった。当社は丁と親会社丙とも相談の結果、当期の令和6年12月31日において債権放棄することとした。当社はこの6,000,000円について貸倒損失として、以下の会計処理を行った。

なお、丁において経営状況の悪化等の事実はなく、当社の丁に対する債権放棄に相当の理由があるとは認められない。

(借方) 貸倒損失	6,000,000円	(貸方) 貸付金	6,000,000円
-----------	------------	----------	------------

当期において、上記の他に以下の寄附金が発生している。なお、当社の当期の寄附金の損金算入限度額の計算に使用する当期の所得の金額は38,000,000円とする。

- ① 一般寄附金の合計額 1,500,000円
- ② 地方公共団体I市に対する寄附金 2,000,000円

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 問題 3

居住者である甲(48歳)の令和6年(以下「当年」という。)分の所得税の計算について、以下の[資料]1. ~ 7.に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、特に指示されているものを除き、当年分の納付すべき所得税額が最も少なくなるように計算しなさい。

#### [問]

1. 甲の所得について次の(1)~(4)を答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。
  - (1) 事業所得の金額
  - (2) 総合課税の配当所得の金額
  - (3) 総合課税の譲渡所得の金額
  - (4) 一時所得の金額
2. 甲の損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額を答えなさい。
3. 甲の所得控除について次の(1), (2)を答えなさい。
  - (1) 雜損控除の金額
  - (2) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計金額

#### [資料]

1. 全般的な事項及び注意事項
  - (1) 甲の家族構成は、妻乙(44歳)、長男丙(19歳)、長女丁(15歳)及び甲の母戊(73歳)であり、全員同居しており、生計を一にしている。なお、年齢はいずれも当年12月31日現在のものである。
  - (2) 甲は内国法人J株式会社(以下「J社」という。)に正社員として勤務している。
  - (3) 甲は、従来から、副業として国内から仕入れた商品をインターネットで販売する事業を行っている。なお、甲は、確定申告書を青色申告書により提出するための所得税法第143条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受け、正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づく貸借対照表及び損益計算書を添付した確定申告書を、租税特別措置法第25条の2第4項に規定するいわゆる電子申告の方法により、法定期限内に提出している。  
なお、これ以外に所轄税務署への届出は行っていない。
- (4) 消費税及び地方消費税については考慮しない。
- (5) 給与、報酬・料金等、配当等で所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となるものについては、問題文中の金額は、全て所得税及び復興特別所得税の控除前の金額である。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 2. 当年中の甲の親族の状況に関する事項

- (1) 乙には当年中の収入はない。
- (2) 丙は大学生で、当年中の収入は甲からもらったアルバイト収入 450,000 円の他にアルバイト収入 1,000,000 円がある。
- (3) 丁の収入はない。
- (4) 戊の当年中の収入は遺族厚生年金 2,800,000 円と老齢基礎年金 810,750 円の合計で 3,610,750 円のみである。

### 3. 甲がJ社から支給を受けた給与等に関する事項

当年中に受け取った給与収入は、8,460,000 円であり、給与所得控除後の給与所得の金額は 6,514,000 円である。

### 4. 甲の事業所得に関する事項

- (1) 甲の令和6年中の事業収入は 4,600,000 円である。
- (2) 丙に対してアルバイト代として年間 450,000 円を支払っている。
- (3) 事業遂行上必要な営業活動による接待飲食費が 360,000 円あり、このうち、1人当たりの支出金額が 10,000 円を超えているものが 180,000 円ある。
- (4) これら以外に必要経費が 2,430,000 円あった。

### 5. 甲の配当所得に関する事項

甲が令和6年中に受領した配当金は次のとおりである。なお、申告不要制度を適用できるものについては適用することとし、総合課税と申告分離課税を選択できる場合は、総合課税を選択するものとする。

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) K 株式会社(上場内国法人)からの配当金  | 128,000 円 |
| ただし、持株割合は 3 % 未満である。      |           |
| (2) L 株式会社(非上場内国法人)からの配当金 | 120,000 円 |
| (3) M 株式会社(非上場内国法人)からの配当金 | 80,000 円  |
| (4) N 株式会社(上場外国法人)からの配当金  | 130,000 円 |

なお、直接外国の証券会社を通して株式を取得し、配当金を受け取っている。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 6. 甲の所得に関するその他の事項

- (1) 甲は、令和2年2月20日に購入した金を、令和6年4月20日に〇貴金属株式会社に時価で売却した。  
この金の取得価額は2,400,000円、売却価額は5,250,000円である。
- (2) 甲は、平成27年9月1日に購入したゴルフ会員権を令和6年5月20日に売却した。  
このゴルフ会員権の取得価額は6,500,000円、売却価額は3,500,000円であり、売却のための手数料100,000円を支払っている。
- (3) 甲は、令和6年2月10日に、丙の学資目的で加入していた生命保険を解約し、解約返戻金3,200,000円を受け取っている。なお、この生命保険は平成19年6月1日に加入したものであり、生命保険契約に基づき甲が支払った保険料の累計額は2,260,000円である。
- (4) 甲とその家族が使用し不要となった衣類を売却し、120,000円を受け取った。

### 7. 甲の所得控除に関する事項

#### (1) 雜損控除に関する事項

令和6年中に発生した火災により、甲が所有する自己の居住用家屋及び家財が焼失した。この居住用家屋の被災直前の価額は8,500,000円、取得費相当額は9,000,000円であり、この損失に基図して、保険会社から保険金8,000,000円を受け取っている。また、整理費用として令和6年中に500,000円を支払っている。

家財の被災直前の価額は1,200,000円、取得費相当額は1,000,000円であった。

その他、甲の絵画(被災直前の価額250,000円、取得費相当額180,000円)、乙の宝石(被災直前の価額320,000円、取得費相当額300,000円)が焼失している。

なお、雑損控除額の算定に際して、甲の課税標準の合計額は[問]2.にかかわらず、9,000,000円として計算し、災害減免法による所得税の軽減免除の規定は適用しない。

#### (2) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除に関する事項

令和6年に甲が支払った保険料及び掛金は、次のとおりである。

- ① 甲の給与から控除されている社会保険料 1,275,700円
- ② 乙が負担すべき令和5年度分の国民年金保険料 202,300円
- ③ 甲の確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 276,000円
- ④ 甲の積立NISA(少額投資非課税制度)の掛金 360,000円

上記の他、戊の年金から控除されている国民健康保険料・介護保険料が186,000円ある。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### (3) 医療費控除に関する事項

令和6年に甲が支払った医療費等は、次のとおりである。

① 甲の人間ドックの費用 180,000 円

なお、人間ドックの結果、健康状態に問題はなく重大な疾病等は発見されなかった。

② 乙の病気の治療のために医師に支払った費用 85,000 円

③ 丁の歯の矯正治療のために歯科医師に支払った費用(美容のためではない。) 300,000 円

④ 戊の入院・手術のために医師に支払った費用 350,000 円

この入院・手術に関して一般の保険会社で加入している医療保険からの給付金

150,000 円

⑤ 戊の通院のために支払った公共交通機関の交通費 22,300 円

⑥ 甲が医師の判断により受けた新型コロナウイルス感染症のPCR検査に係る費用

3,500 円

### 問題 4

雑貨の販売業を営む甲株式会社(以下「当社」という。)の当課税期間(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)における納付すべき消費税額の計算に関する、以下の[資料] 1. ~ 5. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問] 次の金額を答えなさい。

(1) 課税標準額に対する消費税額

解答に当たり、課税標準額の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

(5) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

ただし、解答に当たり課税売上割合は上記[問](1)~(3)の計算結果にかかわらず 95 % として計算すること。なお、計算結果に端数が生じる場合は円未満を切り捨てこと。

(6) 個別対応方式による控除対象仕入税額

ただし、解答に当たり課税売上割合は上記[問](1)~(3)の計算結果にかかわらず 95 % として計算すること。なお、計算結果に端数が生じる場合は円未満を切り捨てこと。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### [資料]

#### 1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本店を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者である。なお、海外支店は有していない。
- (2) 当社の適格請求書発行事業者の登録日は、令和5年10月1日である。
- (3) 当社の税額計算は、売上税額及び仕入税額ともに割戻し計算によるものとする。
- (4) 問題文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (5) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、10%(うち、国税である消費税の税率7.8%)である。ただし、軽減対象課税資産の譲渡等については、8%(うち、国税である消費税の税率6.24%，以下「軽減税率」という。)である。
- (6) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、特に説明があるものを除き、仕入税額控除の要件を満たしている。また、輸出取引等は、輸出取引であることにつき財務省令で定めるところにより証明されたものである。
- (7) 個別対応方式による仕入税額控除の計算に当たっては、問題文及び法令等で特別の指示がある場合を除き、本社部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとし、営業部門の費用は課税資産の譲渡等にのみ要するものとする。
- (8) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、[資料] 2. ~ 5. で全て網羅されている。

#### 2. 売上高及び仕入高に関する事項

当課税期間の売上高及び仕入高は次のとおりであり、当社の取扱商品に係る取引は全て課税資産の譲渡に該当する。

項目	金額	補足情報
売上高	2,803,636,000円	内訳は次のとおりである。 ・国内売上 2,220,636,000円 ・輸出売上高 583,000,000円
仕入高	2,079,000,000円	全て国内仕入である。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 3. 販売費及び一般管理費に関する事項

当課税期間の販売費及び一般管理費は次のとおりである。

項目	金額	補足情報
役員給与	66,000,000円	全て本社部門の費用である。
従業員給与	99,000,000円	内訳は次のとおりである。 ・本社部門 55,000,000円(うち、通勤交通費 1,529,000円) ・営業部門 44,000,000円(うち、通勤交通費 1,279,300円)
接待交際費	5,760,000円	内訳は次のとおりである(全て課税仕入れ)。 ・本社部門 1,590,000円 (うち、軽減税率対象のもの 270,000円) ・営業部門 4,170,000円 (うち、軽減税率対象のもの 540,000円)
地代家賃	24,156,000円	内訳は次のとおりである。 ・営業所の家賃 22,000,000円(全て営業部門の費用) ・従業員の借上社宅の家賃(全て本社部門の費用) 2,156,000円(支払家賃4,312,000円から従業員負担の 2,156,000円を控除した金額)
その他	165,000,000円	左記の金額のうち、課税仕入れは88,000,000円であり、その 内訳は次のとおりである。 ・本社部門 35,200,000円 ・営業部門 52,800,000円

### 4. 営業外損益に関する事項

当課税期間の営業外損益は次のとおりである。

項目	金額	補足情報
受取利息	231,000円	内訳は次のとおりである。 ・国内金融機関からの預金利息 33,000円 ・国外金融機関からの預金利息 198,000円
受取配当金	495,000円	内訳は次のとおりである。 ・内国法人の株式に係る配当金 132,000円 ・外国法人の株式に係る配当金 363,000円
受取家賃	3,673,560円	所有している建物の一部を事務所として貸付けていることによる 賃貸収入である。
有価証券 売却益	2,640,000円	令和6年12月10日に所有していたP社株式を売却した。この 株式の帳簿価額は1,760,000円、売却価額は4,620,000円、 証券会社に支払った手数料は220,000円である。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### 5. 特別損益に関する事項

当課税期間の特別損益は次のとおりである。

項目	金額	補足情報
土地売却益	11,880,000円	令和6年11月30日に所有していた遊休土地を売却した。この土地の帳簿価額は8,800,000円、売却価額は22,000,000円である。不動産業者に仲介手数料1,320,000円を支払っており、これを控除した金額を特別利益としている。
固定資産除却損	1,320,000円	令和7年1月20日に本社1階の空調設備が故障し、撤去工事を行った。この空調設備は建物附属設備として計上されており、帳簿価額は55,000円であったが、撤去工事代金1,265,000円との合計額を特別損失としている。

### 問題 5

#### [問]

- 乙株式会社(以下「当社」という。)は、令和4年8月1日に設立した資本金5,000,000円の衣料品の販売業を営む会社である。以下の[資料]に基づき、当社の第3期(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)における消費税の納税義務の有無の判定について、答案用紙の空欄に語句及び金額を記入し、文章を完成させなさい。

なお、当社は令和6年3月31日までに消費税課税事業者選択届書は提出しておらず、適格請求書発行事業者の登録申請書も提出していない。

#### [資料]

以下の金額は全て取引金額の総額であり、課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、10%(うち、国税である消費税の税率7.8%)である。

	第1期		第2期	
	自令和4年8月1日 至令和5年3月31日	自令和4年8月1日 至令和5年1月31日	自令和5年4月1日 至令和6年3月31日	自令和5年4月1日 至令和5年9月30日
課税売上高	7,260,000円	4,400,000円	16,600,000円	10,560,000円
給与等の支払額	6,000,000円	5,000,000円	13,000,000円	6,500,000円

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和7年論文式租税法

### [問]

2. 丙株式会社(以下「当社」という。)は、資本金 30,000,000 円の不動産賃貸業を営む会社である。  
以下の[資料]に基づき、居住用賃貸建物の取得に係る消費税額のうち、当期(自令和 6 年 4 月 1  
日 至令和 7 年 3 月 31 日)において仕入控除税額に加算する消費税額を答えなさい。

### [資料]

当社は、前々課税期間(自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日)の令和 4 年 9 月 1 日に居住用賃貸建物を 165,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)で取得し、取得後は居住用として貸し付けていた。

当社は、令和 6 年 12 月 1 日にこの居住用賃貸建物を 132,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)で譲渡した。当該居住用賃貸建物の取得日から売却時までの賃料の合計額は 30,000,000 円である。

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法

## 令和 7 年論文式租税法